

平成21年度厚生労働省 主要税制改正要望の概要

平成20年8月



厚生労働省

問い合わせ先：
社会保障担当参事官室 政策第二係
山田章平、佐野耕作（内線7693）
労働政策担当参事官室 企画第二係
田中規倫、亀井遵児（内線7992）

平成21年度厚生労働省主要税制改正要望（目次）

第1 健康な生活と安心して質の高い医療の確保等のための施策の推進

- 社会医療法人の救急医療等確保事業を行う病院及び診療所の用に供する建物等に係る非課税措置の創設…………… 2
- 新型インフルエンザ対策に係る医療提供体制整備促進税制の創設…………… 3
- 有用かつ安全な放射線治療をがん患者に提供するためのリニアック装置の特別償却制度の創設…………… 4

第2 働く意欲を有するすべての人たちの就業の実現

- 高齢者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度及び課税の特例の創設…………… 5

第3 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

第4 人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

第5 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる福祉社会の実現

- 企業型確定拠出年金における個人拠出の導入に係る掛金の所得控除の適用…………… 6
- 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ…………… 7
- 個人型確定拠出年金の加入対象者の見直しに係る掛金の所得控除の適用…………… 8
- 療養病床の転換に係る特別償却制度の適用期限の延長…………… 9

第6 障害者の自立支援の推進

第7 国民の安全と安心のための施策の推進

- 公益法人が設置する医療関係者の養成所、社会福祉施設等に係る地方税の非課税措置の存続…………… 10

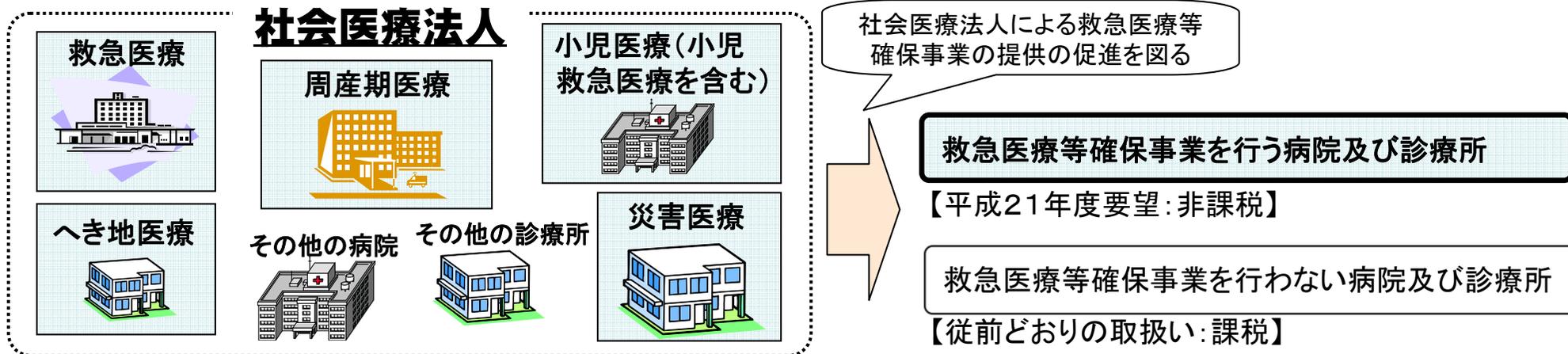
第8 各種施策の推進

- 生活衛生関係営業関連の税制…………… 11

社会医療法人の救急医療等確保事業を行う病院及び診療所の用に供する建物等に係る非課税措置の創設

要望内容

救急医療、へき地医療、産科・小児科医療などを守るため、都道府県の医療計画に基づき特に地域で必要な医療の提供を担う社会医療法人について、救急医療等確保事業(救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。))を行う病院及び診療所の用に供する建物等に係る非課税措置を創設する。
〔登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税〕



医療計画に記載された救急医療等確保事業の要件 (特に地域で必要があるものの採算の確保が困難な医療)

救急医療

- ・医療計画で当該病院が位置付け
- ・救急患者受入れ体制
- ・時間外等加算割合が20%以上
- ・救急車等搬送件数が750件以上 等

へき地医療

- ・医療計画で当該病院・診療所が位置付け
- ・病院:医師派遣又は巡回診療が年53日以上
- ・へき地診療所:診療日が年209日以上 等

小児医療(小児救急医療含む)

- ・医療計画で当該病院が位置付け
- ・小児救急体制
- ・乳幼児の時間外等加算割合が20%以上 等

災害医療

- ・医療計画で当該病院が位置付け
- ・救急患者受入れ体制
- ・時間外等加算割合が16%以上
- ・救急車等搬送件数が600件以上
- ・災害派遣医療チームを保有 等

周産期医療

- ・医療計画で当該病院が位置付け
- ・産科救急体制・緊急帝王切開術体制
- ・分娩実施件数が年500件以上
- ・母胎搬送件数が年10件以上
- ・ハイリスク分娩管理加算が年3件以上 等

新型インフルエンザ対策に係る医療提供体制整備促進税制の創設

要望内容

- 簡易陰圧装置を取得した医療機関について特別償却(100分の20)を認める。(法人税・所得税)
- 医療法第7条第2項第2号に規定される感染症病床を増改築した医療機関について特別償却(100分の15)を認める。(法人税)

概要

- 発生初期に対応する感染症指定医療機関等の確保
- 最大1日10万1千人の入院患者が見込まれる医療体制確保のための医療用機器の整備

感染症指定医療機関等の確保



・感染症病床の整備

感染症指定医療機関の必要数の充足

| | 機関数 | 病床数 | うち陰圧施設あり |
|--------------|-----|------|----------|
| 特定感染症指定医療機関 | 3 | 8 | 8 |
| 第1種感染症指定医療機関 | 26 | 49 | 49 |
| 基準による必要数 | 47 | 94 | |
| 第2種感染症指定医療機関 | 315 | 1635 | 980 |
| 基準による必要数 | 359 | 1751 | |

医療用機器の整備



・感染症指定医療機関及び協力医療機関における簡易陰圧装置の取得促進

パンデミック発生時、一般病床等を新型インフルエンザ患者用病床に転用するのに使用

必要性

- 近年、東南アジアを中心に鳥インフルエンザが鳥から人へ感染する事例が増加。この鳥インフルエンザ(H5N1)が人から人へ感染する形に変異し、新型インフルエンザとして世界的に流行することが危惧されている。
- 新型インフルエンザが発生した場合、1日の入院患者が最大10万1千人が見込まれるなど、現在の医療体制では十分な対応ができないため、早急に医療提供体制を整備する必要がある。

- ・第169国会において、感染症法及び検疫法改正(平成20年5月2日公布、平成20年5月12日施行)
- ・同国会において、附帯決議
- ・平成20年6月20日、与党鳥由来新型インフルエンザ対策に関するプロジェクトチームより提言「鳥由来新型インフルエンザ対策の推進について」

健康な生活と安心で質の高い医療の確保等のための施策の推進

有用かつ安全な放射線治療をがん患者に提供するためのリニアック装置の特別償却制度の創設

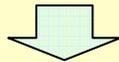
要望内容

「がん診療連携拠点病院(※1)」が、放射線治療に関する高額医療用機器(リニアック(マルチリーフコリメーター付きのものを含む。))に限る。以下「リニアック(※2)」という。)を取得した場合において、当該取得価格に「34%」を乗じて計算した価額を特別償却できる制度を創設するもの。

※1 平成20年4月1日現在、全国351医療機関 ※2 エックス線や電子線等の放射線を当て、がん治療等を行う放射線治療装置

必要性1

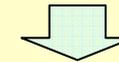
リニアックの経年劣化により、放射線量等の予期しない変動(誤差)等が発生



同種の機器に更新、有用かつ安全な治療水準を維持

必要性2

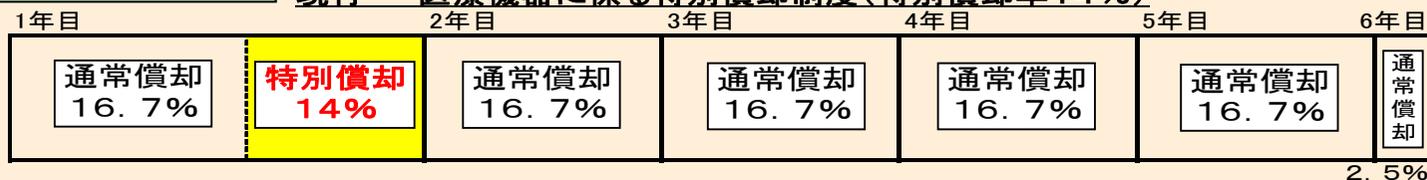
副作用が少なくかつ治療効果が高い高機能なリニアック(IMRT)の普及・保険適用



高機能な機器を導入、治療の有用性・安全性の向上

新しいリニアック装置への更新促進

概要(イメージ図)



改正後・・・リニアック装置の特別償却制度の創設(特別償却率34%)



取得価額

高機能なリニアック装置の導入促進

期待される効果

地域における放射線治療水準の維持・向上 = がん医療の均てん化(※)の促進

※がん患者が居住する地域にかかわらず等しくがんの状態に応じた適切ながん医療を受けられるようにすること。がん対策基本法の基本理念のひとつ。